

議案第36号

大阪市南堀江 1 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例案

大阪市南堀江 1 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（壁面の位置の制限） 第 8 条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが 2 メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号に掲げる建築物又はその部分については、この限りでない。 （1） 壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の距離が 2.5 メートルである B 地区の壁面後退区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第 12条の 5 第 7 項第 2 号</u>に規定する壁面後退区域をいう。以下同じ。）内の建築物の部分で、当該建築物の前面道路の路面の中心からの高さが 3 メートル以上の部分 [(2)～(4) 略]	（壁面の位置の制限） 第 8 条 [同左] （1） 壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の距離が 2.5 メートルである B 地区の壁面後退区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第 12条の 5 第 6 項第 2 号</u>に規定する壁面後退区域をいう。以下同じ。）内の建築物の部分で、当該建築物の前面道路の路面の中心からの高さが 3 メートル以上の部分 [(2)～(4) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。